

観光産業政策検討会の運営について

1. 観光産業政策検討会（以下「検討会」という。）の議事は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
2. 検討会の議事内容は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事内容の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を求めることができる。
4. 1. ～ 3. のほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。